ご契約に関する重要事項説明書

電気事業法に基づく当社の供給条件等の説明です。必ずご確認ください。

お客さまとの電気需給契約につきましては、電気供給条件・需給契約条件・特定小売供給約款・要綱の定めるところによります。詳細な内容は、営業所のほか、当社ホームページ（https://www.kyuden.co.jp）でもご確認いただけます。

なお、当社とのご契約に伴う個人情報の取扱いについては、「当社の個人情報の取扱いについて」（https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html）でご確認いただけます。

2026年11月1日から電気供給条件の一部を見直します。

※ 2026年10月31日までの説明内容はＰ 1 ～Ｐ21をご確認ください。
※ 2026年11月 1 日以降の説明内容はＰ22～Ｐ42をご確認ください。

(2026.10)

＜電気のご契約のご案内＞

●料金プラン（ご希望の料金プランを選択ください）

	契約容量	料金プラン	電気料金単価表
標準的なプラン（一般のご家庭など）	契約電流 10～60A 契約電流決定方法 電流制限器	スマートファミリープラン スマートファミリープラン（ガスセット） 2年間継続してご契約いただけるお客さま	区分 / 単位 / 単価（税込） 基本料金（10Aあたり） / 1契約 / 316円24銭 電力量料金 最初の120kWhまで / 1kWh / 18円37銭 電力量料金 120kWh超過300kWhまで / 1kWh / 23円97銭 電力量料金 300kWh超過分 / 1kWh / 25円87銭 最低月額料金 / 1契約 / 335円34銭
		「2年契約割引」（年間▲777円（税込））へのご加入がオススメ。 （注）「従量電灯B」には燃料費調整に上限がある一方、「スマートファミリープラン」には上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、「スマートファミリープラン」の方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、「スマートファミリープラン」のご加入によりおトクにならない場合があります。	
		従量電灯B	区分 / 単位 / 単価（税込） 基本料金（10Aあたり） / 1契約 / 316円24銭 電力量料金 最初の120kWhまで / 1kWh / 18円37銭 電力量料金 120kWh超過300kWhまで / 1kWh / 23円97銭 電力量料金 300kWh超過分 / 1kWh / 26円97銭 最低月額料金 / 1契約 / 335円34銭

〈２年契約割引（オプション）のご精算について〉

スマートファミリープランでご契約のうえ、２年契約割引へご加入いただいたお客さまは、ご加入から１年後および２年後の電気料金で割引いたしますが、**２年未満でご解約となる場合は、移転等やむを得ない事情を除き、既割引分を精算させていただきます。**

また、お客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、2年ごとに適用期間を延伸いたします。この場合、当社は、適用期間についてお知らせいたします。

電気機器の多いお客さま向けプラン（店舗、工場など）

契約容量	料金プラン	電気料金単価表
契約容量 6～50kVA未満 契約容量決定方法 主開閉器または負荷設備	スマートビジネスプラン スマートビジネスプラン（ガスセット）	区分 / 単位 / 単価（税込） 基本料金 / 1kVA / 316円24銭 電力量料金 / 1kWh / 23円97銭 使用量に関係なく単価が一律のため、ご使用量の多いお客さま向け！
	従量電灯C	区分 / 単位 / 単価（税込） 基本料金 / 1kVA / 316円24銭 電力量料金 最初の120kWhまで / 1kWh / 18円37銭 電力量料金 120kWh超過300kWhまで / 1kWh / 23円97銭 電力量料金 300kWh超過分 / 1kWh / 26円97銭

毎月のご使用量が多いお客さまにオススメ。

（注）「従量電灯C」には燃料費調整に上限がある一方、「スマートビジネスプラン」には上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、「スマートビジネスプラン」の方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、「スマートビジネスプラン」のご加入によりおトクにならない場合があります。

<table>
<tr><th></th><th>契約容量</th><th>料金プラン</th><th>電気料金単価表</th></tr>
<tr><td rowspan="2">マイルをためたい人向けのプラン</td><td>契約電流
10～60A

契約電流
決定方法
電流
制限器</td><td>JALでんきB</td><td rowspan="2"><table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>単位</th><th>単価(税込)</th></tr>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>10A・1kVA</td><td>316円24銭</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>最初の120kWhまで</td><td>1kWh</td><td>18円35銭</td></tr>
<tr><td>120kWh超過300kWhまで</td><td>1kWh</td><td>23円95銭</td></tr>
<tr><td>300kWh超過分</td><td>1kWh</td><td>26円87銭</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低月額料金※JALでんきBのみ</td><td>1契約</td><td>335円34銭</td></tr>
</table>
(注)「従量電灯B、従量電灯C」には燃料費調整に上限がある一方、「ＪＡＬでんきＢ、ＪＡＬでんきＣ」には上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、「ＪＡＬでんきＢ、ＪＡＬでんきＣ」の方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、「ＪＡＬでんきＢ、ＪＡＬでんきＣ」のご加入によりおトクにならない場合があります。</td></tr>
<tr><td>契約容量
6～50kVA
未満

契約容量
決定方法
主開閉器
または
負荷設備</td><td>JALでんきC</td></tr>
</table>

電化でナイト・セレクト

・契約電力：0.5～50kW未満
・契約電力決定方法：実量制(P7をご確認ください。)
※契約設備電力の設定が必要になります。
主開閉器または負荷設備をご選択ください。

＜料金プランの特徴＞

◆ 夜間や休日がお得なプランです。
◆ 電気のご使用を平日から休日および昼間時間から夜間時間へ移行できるお客さまが対象です。

区　分			単位	単価(税込)
基本料金	契約電力が10kW以下の場合		1契約	1,888円80銭
	契約電力が10kWをこえる場合	15kWまで	1契約	4,758円20銭
		15kW超過分	1kW	573円88銭
電力量料金	平日昼間	夏・冬	1kWh	27円63銭
		春・秋	1kWh	24円74銭
	休日昼間	夏・冬	1kWh	22円01銭
		春・秋	1kWh	18円61銭
	夜　間		1kWh	14円59銭

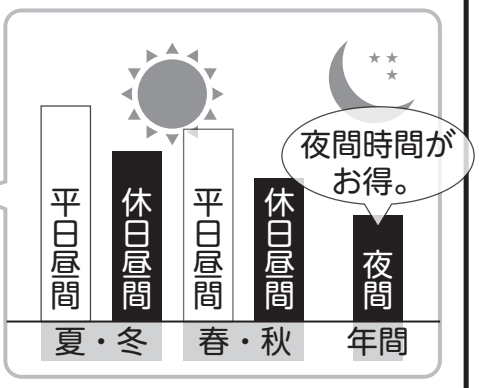

※【春･秋】3/1～6/30、10/1～11/30　【夏･冬】7/1～9/30、12/1～2/28 (閏年の場合は、2/29)
【平 日】休日以外の日　【休 日】土、日、祝日、1/2、1/3、4/30、5/1、5/2、12/30、12/31
※ 他の料金プランへ変更された場合、1年間は電化でナイト・セレクトへの再変更はできません。

◇ 帰宅時間や起床時間など、ライフスタイルにあわせて夜間時間帯が選択できます。
※ご希望がない場合の夜間時間帯は、②**22時～翌朝8時**とさせていただきます。

①**21時**～翌朝7時
電化でナイト･セレクト21

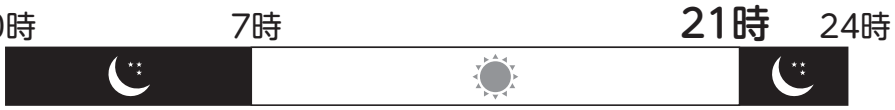

②**22時**～翌朝8時
電化でナイト･セレクト22

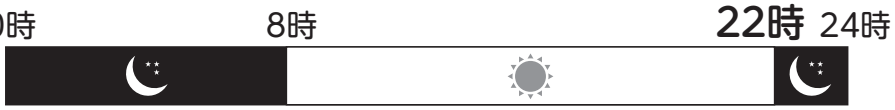

③**23時**～翌朝9時
電化でナイト･セレクト23

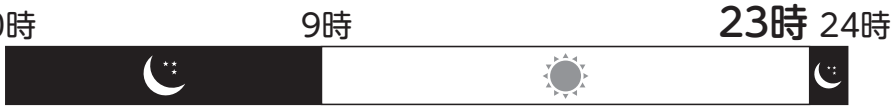

【電気給湯器をお持ちのお客さまへ】
電気給湯器の通電時間によっては割高な昼間時間帯に通電する可能性があるため、事前に通電時間の設定をご確認ください。

※「従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力」には燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、上記の料金プランのご加入によりおトクにならない場合があります。

おひさま昼トクプラン

・契約電力：0.5～50kW未満
・契約電力決定方法：実量制(P7をご確認ください。)
※契約設備電力の設定が必要になります。
主開閉器または負荷設備をご選択ください。

＜料金プランの特徴＞

◆ 太陽光発電からの供給量が多くなるおひさまタイムが割安なプランです。(太陽光発電からの供給量が少なくなり、需要が多くなるシフトタイムは割高となります。)

◆ エコキュート、蓄電池、または電気自動車をお使いで、当該機器により電気のご使用をおひさまタイムへ移行できるお客さまが対象です。

区　分			単位	単価(税込)
基本料金	契約電力が10kW以下の場合		1契約	1,888円80銭
	契約電力が10kWをこえる場合	15kWまで	1契約	4,758円20銭
		15kW超過分	1kW	573円88銭
電力量料金	おひさまタイム【10時～16時】	夏・冬	1kWh	13円47銭
		春・秋	1kWh	12円37銭
	シフトタイム【8時～10時、16時～18時】	夏・冬	1kWh	35円02銭
		春・秋	1kWh	31円84銭
	だんらんタイム【18時～翌朝8時】		1kWh	18円37銭

※【春･秋】3/1～6/30、10/1～11/30　【夏･冬】7/1～9/30、12/1～2/28 (閏年の場合は、2/29)
※ 他の料金プランへ変更された場合、1年間はおひさま昼トクプランへの再変更はできません。

時間区分イメージ

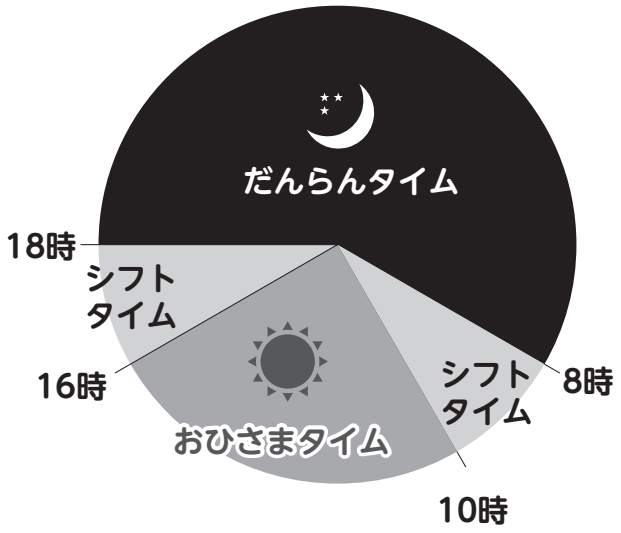

エコキュート、蓄電池、電気自動車により電気のご使用をおひさまタイムへ移行しない場合は、お客さまのご使用状況によっては、このメニューにご加入されると、電気料金が高くなる可能性があります。

【太陽光発電を保有しているお客さまへ】

「エコキュート」「EV」「蓄電池」のおひさまタイムへの負荷移行により、売電収入が減少する場合があります。そのため、実際の電気料金は、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、試算でおトクになる場合でも、おひさま昼トクプランのご加入によりおトクにならない場合があります。

※「従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力」には燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、上記の料金プランのご加入によりおトクにならない場合があります。

ご契約容量の決定方法

電流制限器による契約（アンペア契約）

10～60A（アンペア）までの契約電流に応じて、リミッター（電流制限器）を取り付けます。

※リミッターは分電盤に取り付けている場合と、スマートメーターにリミッターの機能が内蔵されている場合があります。

主開閉器による契約

お客さまの契約主開閉器（メインブレーカー）の定格電流により契約容量を決定します。

負荷設備容量による契約

お客さまのご使用される全ての設備の容量により契約容量を決定します。

実量制とは…

◇計量器で計量した最大使用電力（ひと月における30分ごとの使用電力量の値を2倍したものの最大値）に基づき契約電力を決定する方式です。

◇各月の契約電力は、原則として、そのひと月の最大使用電力と前11か月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

※ACL（電流制限器）または主開閉器を設置されている場合、電気のご使用はその範囲内に制限されます。

※契約設備電力を減少し、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかな場合において、減少日以降の契約電力は「お客さまと当社との協議によって定めた値」を用いて算定しますが、お客さまからの協議の申し出がない場合は、減設後の契約設備電力を協議値といたします。ただし、その後お客さまから協議の申し出をすることを妨げません。

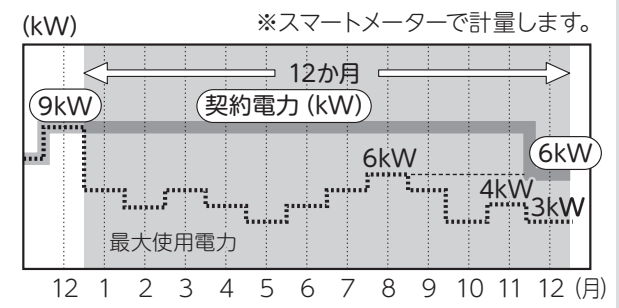

【対象プラン】：電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン

ご契約容量の決定方法の早見表

各料金プランのご契約容量の決定方法及び適用範囲は、以下のとおりです。

区 分	主な料金プラン	アンペア契約	主開閉器契約	負荷設備契約	実量制契約	ご契約容量の範囲
電 灯	スマートファミリープラン、従量電灯B、JALでんきB	●				10A以上60A以下
	スマートビジネスプラン、従量電灯C、JALでんきC		●	●		6kVA以上50kVA未満
	電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン				●	0.5kW以上50kW未満
	高負荷率型電灯プラン	●	●	●		1kVA以上50kVA未満
	季時別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯	●	●	●		
動 力	低圧電力、低圧季時別電力プラン		●	●		0.5kW以上50kW未満
	深夜電力A			●		0.5kW
	深夜電力B、第2深夜電力			●		1kW以上50kW未満

高負荷率型電灯プラン

・契約容量：1～50kVA未満
・契約容量決定方法：主開閉器または負荷設備

＜料金プランの特徴＞

◆ ご使用量が非常に多く、電気を効率的に使用されるお客さま向けのプランです。
◆ 基本料金は高めに、電力量料金単価を低めに設定しています。
◆ 電力量料金単価を2季節（夏季・その他季）2時間帯（昼間・夜間）に分けて設定しています。

区　分			単位	単価（税込）
基本料金	契約容量が10kVA以下の場合		1契約	**11,192円40銭**
	契約容量が10kVAをこえる場合		1kVA	**1,119円24銭**
電力量料金	昼間時間［8時～22時］	夏季（7/1～9/30）	1kWh	**26円42銭**
		その他季（10/1～翌年6/30）	1kWh	**23円71銭**
	夜間時間［22時～翌朝8時］		1kWh	**14円59銭**

※ 他の料金プランへ変更された場合、1年間は高負荷率型電灯プランへの再変更はできません。

※「従量電灯Ｂ、従量電灯Ｃおよび低圧電力」には燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、上記の料金プランのご加入によりおトクにならない場合があります。

低圧電力

・契約電力：0.5～50kW未満
・契約電力決定方法：主開閉器または負荷設備

＜料金プランの特徴＞

◆ 動力をご使用されるお客さまの標準プランです。
◆ 夏季・その他季の2季節に分けて単価を設定しています。
◆ 口座振替によるお支払いで、毎月55円を割引きます。

区　分		単位	単価（税込）
基本料金※		1kW	**1,023円23銭**
電力量料金	夏　　季（7/1～9/30）	1kWh	**17円40銭**
	その他季（10/1～翌年6/30）	1kWh	**15円71銭**

※ 力率が85％を上回る場合は基本料金を5％割引し、85％を下回る場合は基本料金を5％割増しします。

低圧季時別電力プラン

・契約電力：0.5～50ｋW未満
・契約電力決定方法：主開閉器または負荷設備

＜料金プランの特徴＞

◆ ご使用量の料金単価を2季節（夏季・その他季）2時間帯（昼間・夜間）に分けて設定しています。
◆ 電気のご使用を昼間時間から夜間時間に移していただくほど電気料金が割安なプランです。

区　分			単位	単価（税込）
基本料金			1kW	**1,264円76銭**
電力量料金	昼間時間［8時～22時］	夏　　季（7/1～9/30）	1kWh	**16円86銭**
		その他季（10/1～翌年6/30）	1kWh	**14円76銭**
	夜間時間［22時～翌朝8時］		1kWh	**13円91銭**

※ 他の料金プランへ変更された場合、１年間は低圧季時別電力プランへの再変更はできません。

深夜電力（防霜用）

・契約電力：1～50ｋW未満
・契約電力決定方法：主開閉器または負荷設備

＜料金プランの特徴＞

◆ 防霜ファン（3相）をご使用されるお客さま専用のプランです。
◆ 契約使用時間（23時～翌朝7時）の時間に限り、ご使用いただくことが条件です。
※お客さまにてサーモスタットを取り付けていただきます。

区　分	単位	単価（税込）
基 本 料 金	1kW	**225円26銭**
電力量料金	1kWh	**9円82銭**

※「従量電灯Ｂ、従量電灯Ｃおよび低圧電力」には燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、上記の料金プランのご加入によりおトクにならない場合があります。

●新規加入を停止している料金プラン

○以下の料金プランについては、原則加入はできません。
○2016年3月31日時点で契約継続中のお客さまは、引き続きご契約いただけます。

区　分				単位	単価(税込)
季時別電灯	基本料金	契約容量が６kVA以下の場合		1契約	1,325円44銭
		６kVAをこえる場合	10kVAまで	1契約	1,842円40銭
			10kVA超過分	1kVA	316円24銭
	電力量料金	デイタイム【10時～17時】	夏　　季（7/1～9/30）	1kWh	33円57銭
			その他季（10/1～翌年6/30）	1kWh	27円71銭
		リビングタイム【8時～10時、17時～22時】		1kWh	26円03銭
		ナイトタイム【22時～翌朝8時】		1kWh	14円59銭
時間帯別電灯	基本料金	契約容量が６kVA以下の場合		1契約	1,325円44銭
		６kVAをこえる場合	10kVAまで	1契約	1,842円40銭
			10kVA超過分	1kVA	316円24銭
	電力量料金	昼間時間【8時～22時】	最初の80kWhまで	1kWh	22円31銭
			80kWh超過200kWhまで	1kWh	29円67銭
			200kWh超過分	1kWh	33円61銭
		夜間時間【22時～翌朝8時】		1kWh	14円59銭

※「従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力」には燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、上記の料金プランのご加入によりおトクにならない場合があります。
なお、上記の料金プランから他の料金プランに変更された場合、再度上記の料金プランに加入することはできません。

●新規加入を停止している料金プラン

○以下の料金プランについては、原則加入はできません。
○2016年3月31日時点で契約継続中のお客さまは、引き続きご契約いただけます。

区　分				単位	単価(税込)
ピークシフト電灯	基本料金	契約容量が6kVA以下の場合		1契約	1,325円44銭
		6kVAをこえる場合	10kVAまで	1契約	1,842円40銭
			10kVA超過分	1kVA	316円24銭
	電力量料金	ピーク時間【夏季（7/1～9/30）の13時～16時】		1kWh	45円80銭
		昼間時間(ピーク時間を除く)【8時～22時】	最初の80kWhまで	1kWh	21円35銭
			80kWh超過200kWhまで	1kWh	28円39銭
			200kWh超過分	1kWh	32円16銭
		夜間時間【22時～翌朝8時】		1kWh	14円59銭
深夜電力	A	料　金		1契約	1,576円65銭
	B	基本料金		1kW	230円38銭
		電力量料金		1kWh	14円53銭
第2深夜電力	基本料金			1kW	290円88銭
	電力量料金			1kWh	14円53銭

※「従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力」には燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、上記の料金プランのご加入によりおトクにならない場合があります。
なお、上記の料金プランから他の料金プランに変更された場合、再度上記の料金プランに加入することはできません。

●お支払方法

毎月の電気料金のお支払いは、以下の４つからご選択いただけます。

❶ 口座振替	毎月お客さまの預貯金口座から自動的にお支払いいただきます。 ※口座振替日をご指定いただける「口座振替日指定サービス」があります。
❷ クレジットカード	毎月お客さまのクレジットカードから自動的にお支払いいただきます。
❸ SMS決済	毎月お客さまのスマートフォンにお届けするSMS(ショートメッセージ)にてお支払いいただきます。
❹ 振込用紙	毎月お客さまに郵送させていただく振込用紙にてお支払いいただきます。 ※「口座振替」「クレジットカード」「SMS決済」をご希望されないお客さまは「振込用紙」でのお支払いとなります。

《注意事項》

・「口座振替」「クレジットカード」「ＳＭＳ決済」をご希望のお客さまで、振替ができない場合やクレジットカードでのお支払いが承認されない場合、電話番号変更等によりＳＭＳの送信ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。

●電気料金の算定方法

（注１）ご契約容量の大きさ等に応じて決まります。

（注２）電力量料金単価は時間帯や季節等によって異なる単価が設定されている料金プランがあります。

（注３）火力燃料（原油・液化天然ガス・石炭）の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。詳細は、P15～18をご確認ください。

（注４）一般送配電事業者は、離島のお客さまに対してユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられております。
その離島供給に必要な火力燃料の価格変動を全てのお客さま（本土および離島）の料金に反映させるための調整単価です。

（注５）再生可能エネルギー発電促進賦課金
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者に、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買い取ることが義務付けられました。
再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

ご契約に関する重要なお知らせ（必ずお読みください）

	スマートファミリープラン スマートビジネスプラン JALでんきB 電化でナイト・セレクト 高負荷率型電灯プラン 深夜電力（防霜用） スマートファミリープラン（ガスセット） スマートビジネスプラン（ガスセット） JALでんきC おひさま昼トクプラン 低圧季時別電力プラン 〔新規加入を停止している料金プラン〕 季時別電灯 時間帯別電灯 ピークシフト電灯 深夜電力 第2深夜電力	従量電灯B 従量電灯C 低圧電力
供給条件	電気供給条件・需給契約条件・要綱	特定小売供給約款
ご契約期間	・ご契約期間は、ご契約開始（変更）の日から廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。 ・当社が需給契約条件に定める契約種別を終了する場合の契約期間は、上記にかかわらず、当該契約種別を終了する日までといたします。 ・お客さまのご使用場所が指定区域（一般送配電事業者が設備の運用と電気の供給を一体的に実施する区域）となる場合の期間は、原則として指定区域となる日の前日までとなります。	・ご契約期間は、ご契約開始（変更）の日からその日が属する年度の末日までといたします。 （年度は、4月1日から翌年3月31日までをいいます） ・ご契約期間満了までに解約のお申込みをされている場合は、解約日までとなります。 ・お客さまのご使用場所が指定区域（一般送配電事業者が設備の運用と電気の供給を一体的に実施する区域）となる場合の期間は、指定区域となる日の前日までとなります。
契約更新	――	契約期間満了前に、需給契約の消滅または変更がない場合は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
条件・約款等の変更	当社は、契約期間中であっても電気供給条件・需給契約条件・要綱を変更する場合があります。この場合、当社は、変更内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。 なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。 また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。変更に異議がある場合は、契約期間中であっても、将来に向かって契約を解約することができます。	当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、特定小売供給約款を変更する場合があります。
解約に関する事項	当社は、お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や電気供給条件・需給契約条件・要綱に反した場合等には、需給契約を解約することがあります。	お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や特定小売供給約款に反した場合等には、送電をお断りすることがあります。 その後もその理由となった事実を解消されない場合は、需給契約を解約することがあります。
信用情報の第三者提供	料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名・住所・支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。	――
需要場所への立入りのお願い	一般送配電事業者による計量器の検針、取替工事、その他設備の施工等の際は、お客さまの承諾をえて、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。	

ご契約に関する重要なお知らせ（必ずお読みください）		
書面発行手数料	以下に定める書面の発行をご希望の場合、1通あたり以下の発行手数料を電気料金とあわせて申し受けます。 ・電気料金振込用紙　　… 220円（税込） ・電気ご使用量のお知らせ … 110円（ 〃 ） ・口座振替結果のお知らせ … 110円（ 〃 ）	――
その他	・契約後１年間は、原則として他の料金プランへは変更できません。 ・電気事業法に基づき、ご契約締結時および変更時は、ご契約内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。	――

燃料費等調整の考え方

※過去の燃料価格や燃料費等調整単価の推移等については、当社ホームページでご確認ください。

燃料費調整制度

○火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるための制度です。３か月間の平均燃料価格が27,400円／キロリットル(2019年４月電気料金見直しの前提となっている原油換算燃料価格)から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。

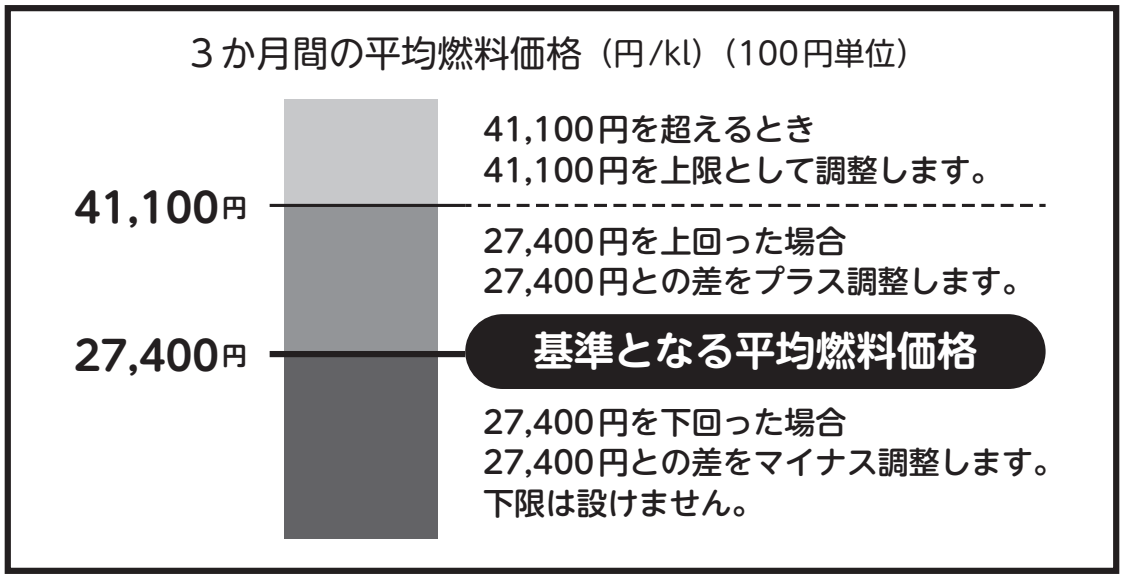

（注）燃料費等調整額は毎月変動しますので、当社HPまたはご利用明細でご確認ください。

なお、特定小売供給約款（従量電灯・定額電灯・公衆街路灯・低圧電力など）によりご契約のお客さまは燃料費調整に上限がありますが、以下のご契約については上限の設定はございません。

【ご契約例（電気供給条件および需給契約条件のご契約)】

スマートファミリープラン、スマートビジネスプラン、JALでんきB、JALでんきC、電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン、季時別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯プラン、低圧季時別電力プラン、深夜電力、第２深夜電力　等

燃料費等調整の考え方

※過去の燃料価格や燃料費等調整単価の推移等については、当社ホームページでご確認ください。

燃料費調整単価の算定　＊小数点以下第３位で四捨五入

○平均燃料価格が27,400円を上回る場合・・・プラス調整

$$(\text{平均燃料価格}^{※1} - 27{,}400\text{円}) \times \frac{0.136^{※2}}{1{,}000}$$

○平均燃料価格が27,400円を下回る場合・・・マイナス調整

$$(27{,}400\text{円} - \text{平均燃料価格}^{※1}) \times \frac{0.136^{※2}}{1{,}000}$$

※１　平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ（100円未満四捨五入）

Ａ：平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格
Ｂ：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
Ｃ：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格
α：0.0053
β：0.1861
γ：1.0757

（α、β、γは原油換算平均価格を算定するための換算係数（原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値））

＊毎月の燃料費調整単価の算定に用いる平均燃料価格の算定期間については、当社ホームページでご確認ください。

※２　0.136（円/kWh）：平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額
［基準単価］　（当社の火力発電の燃料消費数量をもとに算出）

燃料費等調整の考え方

※過去の燃料価格や燃料費等調整単価の推移等については、当社ホームページでご確認ください。

離島ユニバーサルサービス調整制度

○一般送配電事業者は、離島のお客さまに対するユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられており、その離島供給に係る火力燃料費の変動を託送料金に反映して、すべてのお客さま（本土・離島）にご負担いただくための制度です。３か月間の離島平均燃料価格が79,300円／キロリットル（託送料金の前提となっている原油換算燃料価格）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。

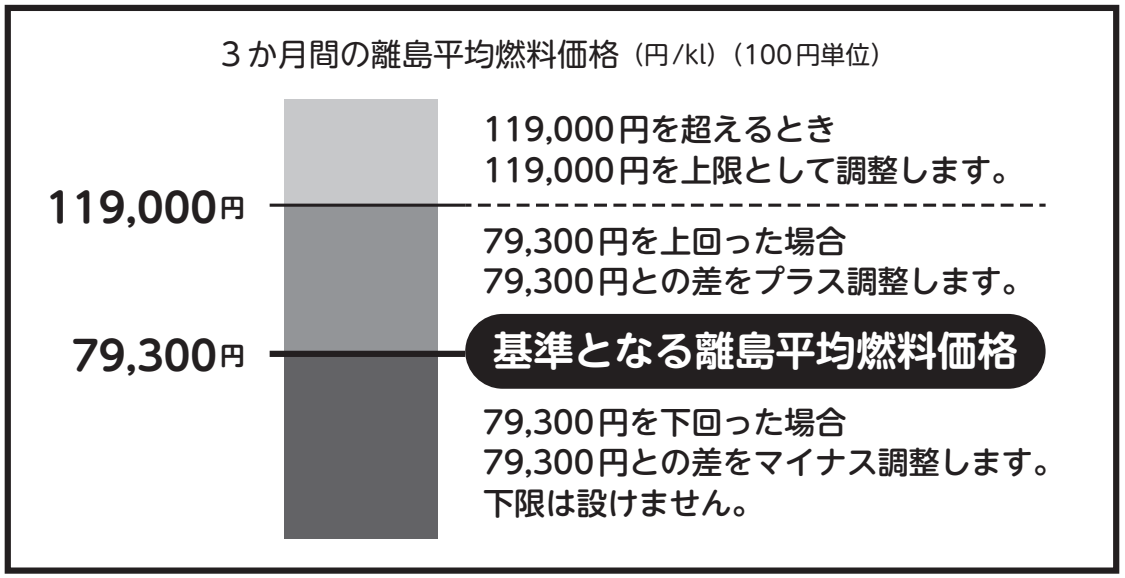

燃料費等調整の考え方

※過去の燃料価格や燃料費等調整単価の推移等については、当社ホームページでご確認ください。

離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

＊小数点以下第３位で四捨五入

○離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合・・・プラス調整

$$(\text{離島平均燃料価格}^{※1} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{0.003^{※2}}{1{,}000}$$

○離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合・・・マイナス調整

$$(79{,}300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}^{※1}) \times \frac{0.003^{※2}}{1{,}000}$$

※１　離島平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ（100円未満四捨五入）

Ａ：離島平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格
Ｂ：離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
Ｃ：離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格
α：1.0000
β：0.0000
γ：0.0000

（α、β、γは原油換算平均価格を算定するための換算係数（原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値））

＊毎月の離島ユニバーサルサービス調整単価の算定に用いる離島平均燃料価格算定期間については、当社ホームページでご確認ください。

※２　0.003（円/kWh）：離島平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額
［離島基準単価］　（九州の離島における火力発電の燃料消費数量をもとに算出）

《ご使用の開始》

□ 需給開始日は、お客さまが希望される使用開始日を基準として協議させていただきます。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ定めた需給開始日に供給できない場合は、あらためて協議させていただきます。

□ 料金は、需給開始の日から適用いたします。

《ご使用量の計量方法》

□ ご使用量を計量するための計量器は、スマートメーターまたは機械式（電子式）メーターのいずれかになります。

□ スマートメーターの場合は、原則、自動検針（現地訪問不要）とし、ひと月の電力量は30分ごとのご使用量を合計した値といたします。
機械式（電子式）メーターの場合は、当月検針日の指示数と前回検針日の指示数との差し引きにより算定した値といたします。
なお、計量器の故障等によってご使用量等を正しく算定できなかった場合には、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。

《検針結果のお知らせ》

□ 毎月の検針結果は、原則、「My九電」でお知らせいたします。

《お支払期日・延滞利息》

□ 電気料金の支払義務発生日は、原則検針日とし、支払期日は、原則支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。

□ 電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、電気料金に対して年10%（一日あたり約0.03%）の延滞利息（お客さまが訪問販売または電話勧誘販売でご契約された場合で、電気料金を支払期日を経過してなお支払われないときには、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、電気料金に対して年3%（一日あたり約0.01%）の延滞利息）を申し受けます。ただし、電気料金を口座振替により支払われる場合で当社の都合により支払期日経過後に引き落とされたとき、または、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、延滞利息を申し受けません。なお、本書面の延滞利息の定めは、お客さまが訪問販売または電話勧誘販売でご契約された場合において、電気供給条件に定める内容に優先されるものとします。

《工事費》

□ お客さまの希望により、引込線や計量器等の取付位置を変更する場合等は、実費をご負担いただきます。

□ 新設、契約容量等を増加される場合等は、配電設備の工事内容によって、工事費負担金をご負担いただく場合があります。

※ 原則、工事着手前に、一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。

《お客さまのご協力のお願い》

□ お客さまがご使用場所内の引込線や計量器等の異常または故障に気づかれた場合等は、すみやかに一般送配電事業者にご連絡をお願いいたします。
なお、一般送配電事業者から委託を受けた者が、ご家庭等にお伺いし、電気設備の調査・点検を行っていますので、その際はご協力をお願いいたします。

【個人情報の取扱いについて】

当社が取り扱う個人情報は、電気事業等、当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、当社および当社グループ会社の商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内その他これらに付随する業務を実施するために必要な範囲内で利用させていただきます。

なお、個人情報の利用目的・共同利用に関する詳細は
当社ホームページ（ https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html ）
または最寄りの当社営業所掲示のポスター等をご覧ください。

— その他お知らせ —

《電気料金の算定期間》

□ 算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。この期間をひと月とし、需給契約ごとに当該料金プランの料金を適用して算定いたします。

□ ご契約開始、ご契約廃止、ご契約内容の変更がある場合は、日割計算を行い、電気料金を算定いたします。

《その他費用》

□ お客さまが、故意または過失により一般送配電事業者の電気工作物等を損傷・亡失した場合は、修理費等の金額を賠償していただきます。

□ 新設または契約容量等の増加後1年未満に、契約を解約または契約容量等を減少された場合は、その期間の料金および工事費を精算していただく場合があります。

□ 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を廃止・変更される場合は、要した費用の実費を申し受けます。

※ 上記費用をご請求する場合は、当社及び一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じて申し受けます。

《お申込方法》

□ ご契約開始、ご契約廃止、ご契約内容の変更、その他お申込みは、電話・インターネット・各種申込書により承っております。
なお、ご契約内容の変更の場合、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。

《送配電設備の利用等に関する事項》

□ 電気の需給地点は、一般送配電事業者の電線路・引込線とお客さまの電気設備との接続点とし、場所はお客さまとの協議により定めます。なお、引込線や計量器等の施設場所はお客さまから無償で提供していただきます。

□ 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約は90%以上、その他契約は85%以上に保持していただきます。

□ 電圧または周波数が著しく変動する場合等お客さまが損害を受けるおそれがある場合および負荷の特性等によって、他のお客さまの電気の使用や当社または他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合等には、お客さまのご負担で必要な措置を講じていただきます。

□ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や電気工作物を故意に損傷・亡失した場合等は、電気の供給を停止することがあります。その理由となった事実を解消したときは、すみやかに電気の供給を再開いたします。
なお、停止期間中の料金は、まったく電気を使用しない場合の月額料金を日割計算して、算定いたします。

《提携事業者との個人情報の共同利用》
（JALでんきB、JALでんきCご契約の場合）

□ 当社は、日本航空株式会社、株式会社JALカード及び株式会社JALマイレージバンクと、電力需給契約に関する情報（お客さま氏名、住所、電話番号、メールアドレス、お客さま番号、供給地点特定番号、契約実績（料金、電力使用量等））及び日本航空株式会社が提供するJALマイレージバンクの会員情報を、マイルやその他特典の付与のために必要な範囲で共同利用いたします。

□ 共同利用の管理責任者は次のとおりです。
九州電力株式会社　代表取締役社長執行役員　中村　典弘
〒810-8720　福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

《その他》

□ お客さまへ供給する電圧は100Vまたは200Vとし、周波数は60Hzといたします。

□ 一般送配電事業者の、供給設備の点検・修繕・変更等やその他電気の需給上または保安上必要がある場合は、電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限・中止していただくことがあります。

□ 当社は、電気の供給の中止または使用を制限した場合等は、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。（その原因が当社及び一般送配電事業者の責めとなる理由による場合は除く）

□ 料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

特定商取引法（通信販売）に基づく表記

《役務提供事業者》
1 事 業 者 名　九州電力株式会社
2 代　表　者　代表取締役社長執行役員　中村　典弘
3 本店所在地　〒810-8720　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
　　電話番号:092-761-3031（代表）
4 問い合わせ先　当社問い合わせ先一覧（下記）を参照ください。

《役務の提供》
1 役務の対価　料金プランごとに設定。電気料金単価・燃料費調整単価・離島ユニバーサルサービス調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金の詳細は、P2～12を参照ください。
2 支 払 方 法　口座振替、クレジットカード、SMS決済、振込用紙
3 支 払 期 日　原則、毎月の検針日の翌日から起算して30日目の日
4 提 供 時 期　お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
5 提 供 地 域　福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
6 そ　の　他　oご契約の開始またはご契約の変更に伴い、配電設備の工事等が必要な場合は、電気供給条件等に基づき工事費等をご負担いただくことがございます。
oお料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがございます。
o電気の供給の中止または使用を制限した場合等は、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。（その原因が当社の責めとなる理由による場合は除く）
o電気の性質上、返品はできません。
oその他、上記に記載のない事項については、電気供給条件等を参照ください。
o本書の内容は、2026年4月1日現在の料金プラン等を基に作成しています。内容については、予告なく変更する場合がございます。

●お問い合わせ先（各営業所は九州電力から委託を受けた九電ネクストが運営しています。）

《営業時間》月曜日～金曜日（休日を除く）の9時～17時
（お急ぎのご用件の場合は、上記時間以外でも電話を承っております）

・電　話（□部分は、下表より選択ください）　※下線部分の3桁数字は地域により異なりますのでご注意ください。

0120-639-□□□			0120-761-□□□			0120-879-□□□	
北九州	福　岡	佐　賀	長　崎	大　分	熊　本	宮　崎	鹿児島
小　倉　451	福岡東　457	唐　津　465	佐世保　371	中　津　376	大　津　383	延　岡　556	川　内　563
八　幡　452	福　岡　458	鳥　栖　466	大　村　372	別　府　378	熊本西　384	宮　崎　559	霧　島　564
飯　塚　454	福岡西　459	佐　賀　467	長　崎　374	大　分　379	熊本東　385	都　城　560	鹿児島　565
――	福岡南　460	武　雄　468	――	――	宇　城　386	――	鹿　屋　567
――	久留米　462	――	――	――	八　代　387	――	――
――	大牟田　464	――	――	――	――	――	――

・Web

営業所
お問い合わせ先

お問い合わせ先
（お便り BOX）

小売電気事業者登録番号　A0275
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
TEL：092-761-3031（代表）

［九州電力HP］　https://www.kyuden.co.jp

ご契約に関する重要事項説明書

電気事業法に基づく当社の供給条件等の説明です。必ずご確認ください。

お客さまとの電気需給契約につきましては、電気供給条件・需給契約条件・特定小売供給約款・要綱の定めるところによります。詳細な内容は、営業所のほか、当社ホームページ（https://www.kyuden.co.jp）でもご確認いただけます。

なお、当社とのご契約に伴う個人情報の取扱いについては、「当社の個人情報の取扱いについて」（https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html）でご確認いただけます。

2026年11月1日から電気供給条件の一部を見直します。

※ 2026年10月31日までの説明内容はＰ 1 ～Ｐ21をご確認ください。
※ 2026年11月 1 日以降の説明内容はＰ22～Ｐ42をご確認ください。

＜電気のご契約のご案内＞

●料金プラン（ご希望の料金プランを選択ください）

標準的なプラン（一般のご家庭など）

契約容量：契約電流 10～60A

契約容量：契約電流決定方法 電流制限器

スマートファミリープラン

スマートファミリープラン（ガスセット）

2年間継続してご契約いただけるお客さま

区　分		単位	単価（税込）
基本料金（10Aあたり）		1契約	441円69銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18円33銭
	120kWh超過300kWhまで	1kWh	23円93銭
	300kWh超過分	1kWh	25円83銭
最低月額料金		1契約	397円58銭

「2年契約割引」（年間▲777円（税込））へのご加入がオススメ。

（注）「従量電灯B」には燃料費調整に上限がある一方、「スマートファミリープラン」には上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、「スマートファミリープラン」の方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、「スマートファミリープラン」のご加入によりおトクにならない場合があります。

従量電灯B

区　分		単位	単価（税込）
基本料金（10Aあたり）		1契約	441円69銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18円33銭
	120kWh超過300kWhまで	1kWh	23円93銭
	300kWh超過分	1kWh	26円93銭
最低月額料金		1契約	397円58銭

〈2年契約割引（オプション）のご精算について〉

スマートファミリープランでご契約のうえ、２年契約割引へご加入いただいたお客さまは、ご加入から１年後および２年後の電気料金で割引いたしますが、**２年未満でご解約となる場合は、移転等やむを得ない事情を除き、既割引分を精算させていただきます。**

また、お客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、2年ごとに適用期間を延伸いたします。この場合、当社は、適用期間についてお知らせいたします。

電気機器の多いお客さま向けプラン（店舗、工場など）

契約容量	料金プラン	電気料金単価表
契約容量 6～50kVA未満 契約容量決定方法 主開閉器または負荷設備	スマートビジネスプラン スマートビジネスプラン（ガスセット）	区分 / 単位 / 単価（税込） 基本料金 / 1kVA / 441円69銭 電力量料金 / 1kWh / 23円93銭 使用量に関係なく単価が一律のため、ご使用量の多いお客さま向け！
	従量電灯C	区分 / 単位 / 単価（税込） 基本料金 / 1kVA / 441円69銭 電力量料金 最初の120kWhまで / 1kWh / 18円33銭 電力量料金 120kWh超過300kWhまで / 1kWh / 23円93銭 電力量料金 300kWh超過分 / 1kWh / 26円93銭

毎月のご使用量が多いお客さまにオススメ。

（注）「従量電灯C」には燃料費調整に上限がある一方、「スマートビジネスプラン」には上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、「スマートビジネスプラン」の方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、「スマートビジネスプラン」のご加入によりおトクにならない場合があります。

<table>
<tr><th></th><th>契約容量</th><th>料金プラン</th><th>電気料金単価表</th></tr>
<tr><td rowspan="2">マイルをためたい人向けのプラン</td><td>契約電流
10～60A

契約電流
決定方法
電流
制限器</td><td>JALでんきB</td><td rowspan="2"><table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>単位</th><th>単価(税込)</th></tr>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>10A・1kVA</td><td>441円69銭</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>最初の120kWhまで</td><td>1kWh</td><td>18円31銭</td></tr>
<tr><td>120kWh超過300kWhまで</td><td>1kWh</td><td>23円91銭</td></tr>
<tr><td>300kWh超過分</td><td>1kWh</td><td>26円83銭</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低月額料金※JALでんきBのみ</td><td>1契約</td><td>397円58銭</td></tr>
</table>
(注)「従量電灯B、従量電灯C」には燃料費調整に上限がある一方、「ＪＡＬでんきＢ、ＪＡＬでんきＣ」には上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、「ＪＡＬでんきＢ、ＪＡＬでんきＣ」の方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、「ＪＡＬでんきＢ、ＪＡＬでんきＣ」のご加入によりおトクにならない場合があります。</td></tr>
<tr><td>契約容量
6～50kVA
未満

契約容量
決定方法
主開閉器
または
負荷設備</td><td>JALでんきC</td></tr>
</table>

電化でナイト・セレクト

・契約電力：0.5～50kW未満
・契約電力決定方法：実量制(P28をご確認ください。)
※契約設備電力の設定が必要になります。
主開閉器または負荷設備をご選択ください。

＜料金プランの特徴＞

◆ 夜間や休日がお得なプランです。
◆ 電気のご使用を平日から休日および昼間時間から夜間時間へ移行できるお客さまが対象です。

区　分			単位	単価(税込)
基本料金	契約電力が10kW以下の場合		1契約	**2,761円00銭**
	契約電力が10kWをこえる場合	15kWまで	1契約	**6,851円48銭**
		15kW超過分	1kW	**748円32銭**
電力量料金	平日昼間	夏・冬	1kWh	**27円59銭**
		春・秋	1kWh	**24円70銭**
	休日昼間	夏・冬	1kWh	**21円97銭**
		春・秋	1kWh	**18円57銭**
	夜　間		1kWh	**14円57銭**

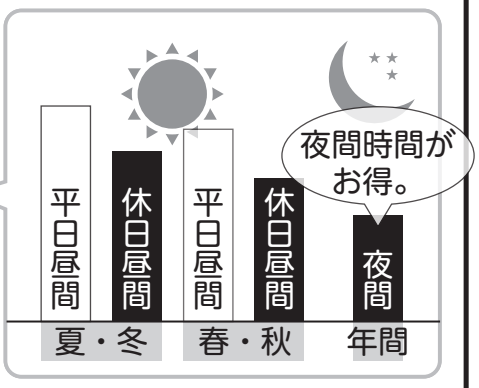

※【春･秋】3/1～6/30、10/1～11/30　【夏･冬】7/1～9/30、12/1～2/28 (閏年の場合は、2/29)
【平 日】休日以外の日　【休 日】土、日、祝日、1/2、1/3、4/30、5/1、5/2、12/30、12/31
※ 他の料金プランへ変更された場合、1年間は電化でナイト・セレクトへの再変更はできません。

◇ 帰宅時間や起床時間など、ライフスタイルにあわせて夜間時間帯が選択できます。
※ご希望がない場合の夜間時間帯は、②**22時～翌朝8時**とさせていただきます。

①**21時**～翌朝7時
電化でナイト･セレクト21

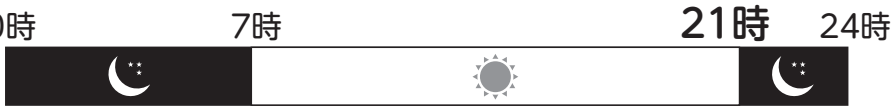

②**22時**～翌朝8時
電化でナイト･セレクト22

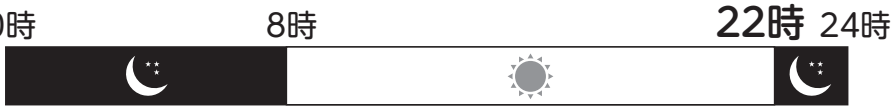

③**23時**～翌朝9時
電化でナイト･セレクト23

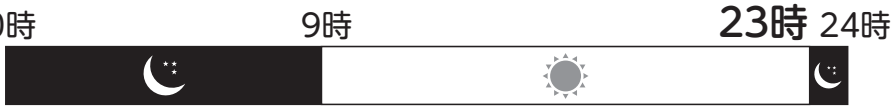

【電気給湯器をお持ちのお客さまへ】
電気給湯器の通電時間によっては割高な昼間時間帯に通電する可能性があるため、事前に通電時間の設定をご確認ください。

※「従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力」には燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、上記の料金プランのご加入によりおトクにならない場合があります。

おひさま昼トクプラン

・契約電力：0.5～50kW未満
・契約電力決定方法：実量制(P28をご確認ください。)
※契約設備電力の設定が必要になります。
主開閉器または負荷設備をご選択ください。

＜料金プランの特徴＞

◆ 太陽光発電からの供給量が多くなるおひさまタイムが割安なプランです。(太陽光発電からの供給量が少なくなり、需要が多くなるシフトタイムは割高となります。)

◆ エコキュート、蓄電池、または電気自動車をお使いで、当該機器により電気のご使用をおひさまタイムへ移行できるお客さまが対象です。

区　分			単位	単価(税込)
基本料金	契約電力が10kW以下の場合		1契約	2,761円00銭
	契約電力が10kWをこえる場合	15kWまで	1契約	6,851円48銭
		15kW超過分	1kW	748円32銭
電力量料金	おひさまタイム【10時～16時】	夏・冬	1kWh	13円43銭
		春・秋	1kWh	12円33銭
	シフトタイム【8時～10時、16時～18時】	夏・冬	1kWh	34円98銭
		春・秋	1kWh	31円80銭
	だんらんタイム【18時～翌朝8時】		1kWh	18円33銭

※【春･秋】3/1～6/30、10/1～11/30　【夏･冬】7/1～9/30、12/1～2/28 (閏年の場合は、2/29)
※ 他の料金プランへ変更された場合、1年間はおひさま昼トクプランへの再変更はできません。

時間区分イメージ

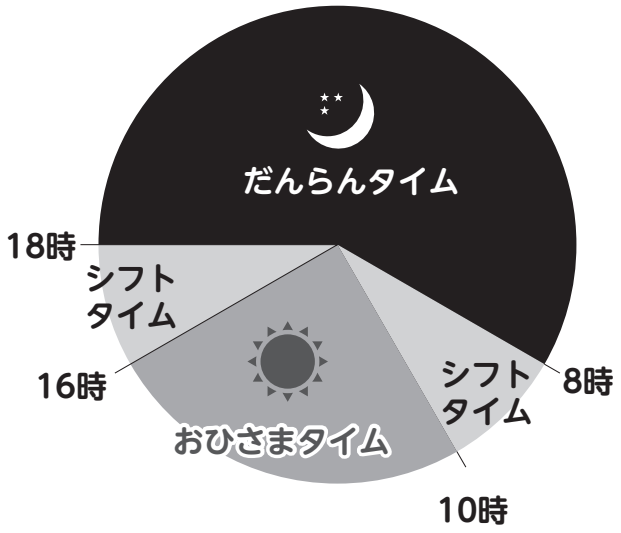

エコキュート、蓄電池、電気自動車により電気のご使用をおひさまタイムへ移行しない場合は、お客さまのご使用状況によっては、このメニューにご加入されると、電気料金が高くなる可能性があります。

【太陽光発電を保有しているお客さまへ】

「エコキュート」「EV」「蓄電池」のおひさまタイムへの負荷移行により、売電収入が減少する場合があります。そのため、実際の電気料金は、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、試算でおトクになる場合でも、おひさま昼トクプランのご加入によりおトクにならない場合があります。

※「従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力」には燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、上記の料金プランのご加入によりおトクにならない場合があります。

ご契約容量の決定方法

電流制限器による契約（アンペア契約）

10～60A（アンペア）までの契約電流に応じて、リミッター（電流制限器）を取り付けます。

※リミッターは分電盤に取り付けている場合と、スマートメーターにリミッターの機能が内蔵されている場合があります。

主開閉器による契約

お客さまの契約主開閉器（メインブレーカー）の定格電流により契約容量を決定します。

負荷設備容量による契約

お客さまのご使用される全ての設備の容量により契約容量を決定します。

実量制とは…

◇計量器で計量した最大使用電力（ひと月における30分ごとの使用電力量の値を2倍したものの最大値）に基づき契約電力を決定する方式です。

◇各月の契約電力は、原則として、そのひと月の最大使用電力と前11か月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

※ACL（電流制限器）または主開閉器を設置されている場合、電気のご使用はその範囲内に制限されます。

※契約設備電力を減少し、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかな場合において、減少日以降の契約電力は「お客さまと当社との協議によって定めた値」を用いて算定しますが、お客さまからの協議の申し出がない場合は、減設後の契約設備電力を協議値といたします。ただし、その後お客さまから協議の申し出をすることを妨げません。

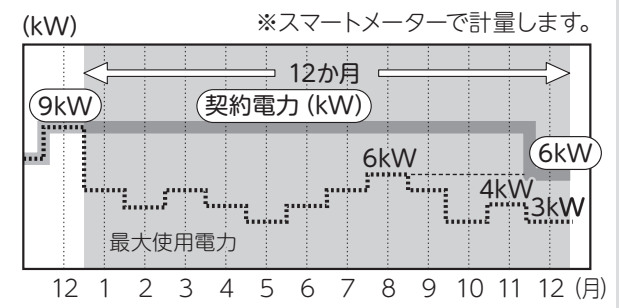

【対象プラン】：電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン

ご契約容量の決定方法の早見表

各料金プランのご契約容量の決定方法及び適用範囲は、以下のとおりです。

区 分	主な料金プラン	アンペア契約	主開閉器契約	負荷設備契約	実量制契約	ご契約容量の範囲
電 灯	スマートファミリープラン、従量電灯B、JALでんきB	●				10A以上60A以下
	スマートビジネスプラン、従量電灯C、JALでんきC		●	●		6kVA以上50kVA未満
	電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン				●	0.5kW以上50kW未満
	高負荷率型電灯プラン	●	●	●		1kVA以上50kVA未満
	季時別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯	●	●	●		
動 力	低圧電力、低圧季時別電力プラン		●	●		0.5kW以上50kW未満
	深夜電力A			●		0.5kW
	深夜電力B、第2深夜電力			●		1kW以上50kW未満

高負荷率型電灯プラン

・契約容量：1～50kVA未満
・契約容量決定方法：主開閉器または負荷設備

＜料金プランの特徴＞

◆ ご使用量が非常に多く、電気を効率的に使用されるお客さま向けのプランです。
◆ 基本料金は高めに、電力量料金単価を低めに設定しています。
◆ 電力量料金単価を2季節（夏季・その他季）2時間帯（昼間・夜間）に分けて設定しています。

区　分			単位	単価（税込）
基本料金	契約容量が10kVA以下の場合		1契約	**12,446円90銭**
	契約容量が10kVAをこえる場合		1kVA	**1,244円69銭**
電力量料金	昼間時間［8時～22時］	夏季（7/1～9/30）	1kWh	**26円38銭**
		その他季（10/1～翌年6/30）	1kWh	**23円67銭**
	夜間時間［22時～翌朝8時］		1kWh	**14円57銭**

※ 他の料金プランへ変更された場合、1年間は高負荷率型電灯プランへの再変更はできません。

※「従量電灯Ｂ、従量電灯Ｃおよび低圧電力」には燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、上記の料金プランのご加入によりおトクにならない場合があります。

低圧電力

・契約電力：0.5～50kW未満
・契約電力決定方法：主開閉器または負荷設備

＜料金プランの特徴＞

◆ 動力をご使用されるお客さまの標準プランです。
◆ 夏季・その他季の2季節に分けて単価を設定しています。
◆ 口座振替によるお支払いで、毎月55円を割引きます。

区　分		単位	単価（税込）
基本料金※		1kW	**1,164円92銭**
電力量料金	夏　　季（7/1～9/30）	1kWh	**17円38銭**
	その他季（10/1～翌年6/30）	1kWh	**15円69銭**

※ 力率が85％を上回る場合は基本料金を5％割引し、85％を下回る場合は基本料金を5％割増しします。

低圧季時別電力プラン

・契約電力：0.5～50ｋW未満
・契約電力決定方法：主開閉器または負荷設備

＜料金プランの特徴＞

◆ ご使用量の料金単価を2季節（夏季・その他季）2時間帯（昼間・夜間）に分けて設定しています。
◆ 電気のご使用を昼間時間から夜間時間に移していただくほど電気料金が割安なプランです。

区　分			単位	単価（税込）
基本料金			1kW	**1,400円59銭**
電力量料金	昼間時間［8時～22時］	夏　　季（7/1～9/30）	1kWh	**16円85銭**
		その他季（10/1～翌年6/30）	1kWh	**14円75銭**
	夜間時間［22時～翌朝8時］		1kWh	**13円91銭**

※ 他の料金プランへ変更された場合、１年間は低圧季時別電力プランへの再変更はできません。

深夜電力（防霜用）

・契約電力：1～50ｋW未満
・契約電力決定方法：主開閉器または負荷設備

＜料金プランの特徴＞

◆ 防霜ファン（3相）をご使用されるお客さま専用のプランです。
◆ 契約使用時間（23時～翌朝7時）の時間に限り、ご使用いただくことが条件です。
※お客さまにてサーモスタットを取り付けていただきます。

区　分	単位	単価（税込）
基 本 料 金	1kW	**361円09銭**
電力量料金	1kWh	**9円82銭**

※「従量電灯Ｂ、従量電灯Ｃおよび低圧電力」には燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、上記の料金プランのご加入によりおトクにならない場合があります。

●新規加入を停止している料金プラン

○以下の料金プランについては、原則加入はできません。
○2016年3月31日時点で契約継続中のお客さまは、引き続きご契約いただけます。

区　分				単位	単価(税込)
季時別電灯	基本料金	契約容量が６kVA以下の場合		1契約	2,078円14銭
		６kVAをこえる場合	10kVAまで	1契約	3,096円90銭
			10kVA超過分	1kVA	441円69銭
	電力量料金	デイタイム【10時～17時】	夏　　季（7/1～9/30）	1kWh	33円53銭
			その他季（10/1～翌年6/30）	1kWh	27円67銭
		リビングタイム【8時～10時、17時～22時】		1kWh	25円99銭
		ナイトタイム【22時～翌朝8時】		1kWh	14円57銭
時間帯別電灯	基本料金	契約容量が６kVA以下の場合		1契約	2,078円14銭
		６kVAをこえる場合	10kVAまで	1契約	3,096円90銭
			10kVA超過分	1kVA	441円69銭
	電力量料金	昼間時間【8時～22時】	最初の80kWhまで	1kWh	22円27銭
			80kWh超過200kWhまで	1kWh	29円63銭
			200kWh超過分	1kWh	33円57銭
		夜間時間【22時～翌朝8時】		1kWh	14円57銭

※「従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力」には燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、上記の料金プランのご加入によりおトクにならない場合があります。
なお、上記の料金プランから他の料金プランに変更された場合、再度上記の料金プランに加入することはできません。

●新規加入を停止している料金プラン

○以下の料金プランについては、原則加入はできません。
○2016年3月31日時点で契約継続中のお客さまは、引き続きご契約いただけます。

区　分				単位	単価(税込)
ピークシフト電灯	基本料金	契約容量が6kVA以下の場合		1契約	2,078円14銭
		6kVAをこえる場合	10kVAまで	1契約	3,096円90銭
			10kVA超過分	1kVA	441円69銭
	電力量料金	ピーク時間【夏季（7/1～9/30）の13時～16時】		1kWh	45円76銭
		昼間時間(ピーク時間を除く)【8時～22時】	最初の80kWhまで	1kWh	21円31銭
			80kWh超過200kWhまで	1kWh	28円35銭
			200kWh超過分	1kWh	32円12銭
		夜間時間【22時～翌朝8時】		1kWh	14円57銭
深夜電力	A	料　金		1契約	1,637円38銭
	B	基本料金		1kW	359円95銭
		電力量料金		1kWh	14円51銭
第2深夜電力	基本料金			1kW	420円45銭
	電力量料金			1kWh	14円51銭

※「従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力」には燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、上記の料金プランのご加入によりおトクにならない場合があります。
なお、上記の料金プランから他の料金プランに変更された場合、再度上記の料金プランに加入することはできません。

●お支払方法

毎月の電気料金のお支払いは、以下の４つからご選択いただけます。

❶ 口座振替
毎月お客さまの預貯金口座から自動的にお支払いいただきます。
※口座振替日をご指定いただける「口座振替日指定サービス」があります。

❷ クレジットカード
毎月お客さまのクレジットカードから自動的にお支払いいただきます。

❸ SMS決済
毎月お客さまのスマートフォンにお届けするSMS(ショートメッセージ)にてお支払いいただきます。

❹ 振込用紙
毎月お客さまに郵送させていただく振込用紙にてお支払いいただきます。
※「口座振替」「クレジットカード」「SMS決済」をご希望されないお客さまは「振込用紙」でのお支払いとなります。

《注意事項》
・「口座振替」「クレジットカード」「ＳＭＳ決済」をご希望のお客さまで、振替ができない場合やクレジットカードでのお支払いが承認されない場合、電話番号変更等によりＳＭＳの送信ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。

●電気料金の算定方法

電気料金 ＝ 基本料金(注1) ＋ 電力量料金(注2)［電力量料金単価 × １ヶ月のご使用量］ ± 燃料費等調整額(注3)(注4)［(燃料費調整単価 ＋ 離島ユニバーサルサービス調整単価) × １ヶ月のご使用量］ ＋ 再エネ賦課金(注5)［再エネ賦課金単価 × １ヶ月のご使用量］

（注１）ご契約容量の大きさ等に応じて決まります。

（注２）電力量料金単価は時間帯や季節等によって異なる単価が設定されている料金プランがあります。

（注３）火力燃料（原油・液化天然ガス・石炭）の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。詳細は、P36～39をご確認ください。

（注４）一般送配電事業者は、離島のお客さまに対してユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられております。
その離島供給に必要な火力燃料の価格変動を全てのお客さま（本土および離島）の料金に反映させるための調整単価です。

（注５）再生可能エネルギー発電促進賦課金
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者に、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買い取ることが義務付けられました。
再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

ご契約に関する重要なお知らせ（必ずお読みください）

	スマートファミリープラン / スマートファミリープラン（ガスセット） / スマートビジネスプラン / スマートビジネスプラン（ガスセット） / JALでんきB / JALでんきC / 電化でナイト・セレクト / おひさま昼トクプラン / 高負荷率型電灯プラン / 低圧季時別電力プラン / 深夜電力（防霜用） 〔新規加入を停止している料金プラン〕 季時別電灯 / 時間帯別電灯 / ピークシフト電灯 / 深夜電力 / 第2深夜電力	従量電灯B / 従量電灯C / 低圧電力
供給条件	電気供給条件・需給契約条件・要綱	特定小売供給約款
ご契約期間	・ご契約期間は、ご契約開始（変更）の日から廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。 ・当社が需給契約条件に定める契約種別を終了する場合の契約期間は、上記にかかわらず、当該契約種別を終了する日までといたします。 ・お客さまのご使用場所が指定区域（一般送配電事業者が設備の運用と電気の供給を一体的に実施する区域）となる場合の期間は、原則として指定区域となる日の前日までとなります。	・ご契約期間は、ご契約開始（変更）の日からその日が属する年度の末日までといたします。 （年度は、4月1日から翌年3月31日までをいいます） ・ご契約期間満了までに解約のお申込みをされている場合は、解約日までとなります。 ・お客さまのご使用場所が指定区域（一般送配電事業者が設備の運用と電気の供給を一体的に実施する区域）となる場合の期間は、指定区域となる日の前日までとなります。
契約更新	――	契約期間満了前に、需給契約の消滅または変更がない場合は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
条件・約款等の変更	当社は、契約期間中であっても電気供給条件・需給契約条件・要綱を変更する場合があります。この場合、当社は、変更内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。 なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。 また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。変更に異議がある場合は、契約期間中であっても、将来に向かって契約を解約することができます。	当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、特定小売供給約款を変更する場合があります。
解約に関する事項	当社は、お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や電気供給条件・需給契約条件・要綱に反した場合等には、需給契約を解約することがあります。	お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や特定小売供給約款に反した場合等には、送電をお断りすることがあります。 その後もその理由となった事実を解消されない場合は、需給契約を解約することがあります。
信用情報の第三者提供	料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名・住所・支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。	――
需要場所への立入りのお願い	一般送配電事業者による計量器の検針、取替工事、その他設備の施工等の際は、お客さまの承諾をえて、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。	

ご契約に関する重要なお知らせ（必ずお読みください）		
書面発行手数料	以下に定める書面の発行をご希望の場合、1通あたり以下の発行手数料を電気料金とあわせて申し受けます。 ・電気料金振込用紙　　… 220円（税込） ・電気ご使用量のお知らせ … 110円（ 〃 ） ・口座振替結果のお知らせ … 110円（ 〃 ）	――
その他	・契約後１年間は、原則として他の料金プランへは変更できません。 ・電気事業法に基づき、ご契約締結時および変更時は、ご契約内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。	――

燃料費等調整の考え方

※過去の燃料価格や燃料費等調整単価の推移等については、当社ホームページでご確認ください。

燃料費調整制度

○火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるための制度です。３か月間の平均燃料価格が27,400円／キロリットル(2019年４月電気料金見直しの前提となっている原油換算燃料価格)から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。

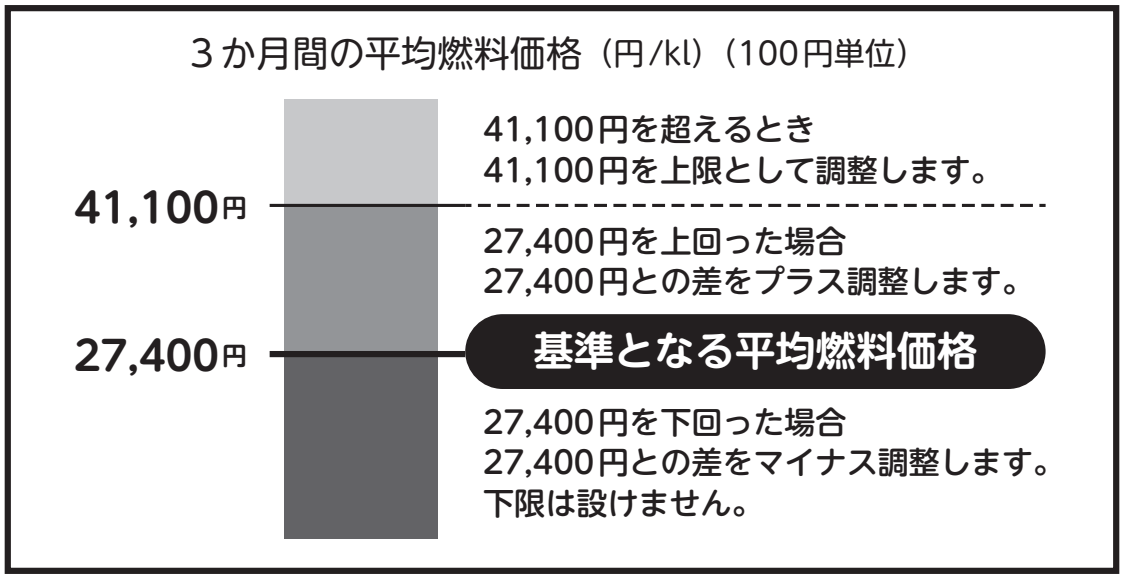

（注）燃料費等調整額は毎月変動しますので、当社HPまたはご利用明細でご確認ください。

なお、特定小売供給約款（従量電灯・定額電灯・公衆街路灯・低圧電力など）によりご契約のお客さまは燃料費調整に上限がありますが、以下のご契約については上限の設定はございません。

【ご契約例（電気供給条件および需給契約条件のご契約)】

スマートファミリープラン、スマートビジネスプラン、JALでんきB、JALでんきC、電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン、季時別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯プラン、低圧季時別電力プラン、深夜電力、第２深夜電力　等

燃料費等調整の考え方

※過去の燃料価格や燃料費等調整単価の推移等については、当社ホームページでご確認ください。

燃料費調整単価の算定　＊小数点以下第３位で四捨五入

○平均燃料価格が27,400円を上回る場合・・・プラス調整

$$(\text{平均燃料価格}^{※1} - 27{,}400\text{円}) \times \frac{0.136^{※2}}{1{,}000}$$

○平均燃料価格が27,400円を下回る場合・・・マイナス調整

$$(27{,}400\text{円} - \text{平均燃料価格}^{※1}) \times \frac{0.136^{※2}}{1{,}000}$$

※１　平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ（100円未満四捨五入）

Ａ：平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格
Ｂ：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
Ｃ：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格
α：0.0053
β：0.1861
γ：1.0757

（α、β、γは原油換算平均価格を算定するための換算係数（原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値））

＊毎月の燃料費調整単価の算定に用いる平均燃料価格の算定期間については、当社ホームページでご確認ください。

※２　0.136（円/kWh）：平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額
［基準単価］　（当社の火力発電の燃料消費数量をもとに算出）

燃料費等調整の考え方

※過去の燃料価格や燃料費等調整単価の推移等については、当社ホームページでご確認ください。

離島ユニバーサルサービス調整制度

○一般送配電事業者は、離島のお客さまに対するユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられており、その離島供給に係る火力燃料費の変動を託送料金に反映して、すべてのお客さま（本土・離島）にご負担いただくための制度です。３か月間の離島平均燃料価格が79,300円／キロリットル（託送料金の前提となっている原油換算燃料価格）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。

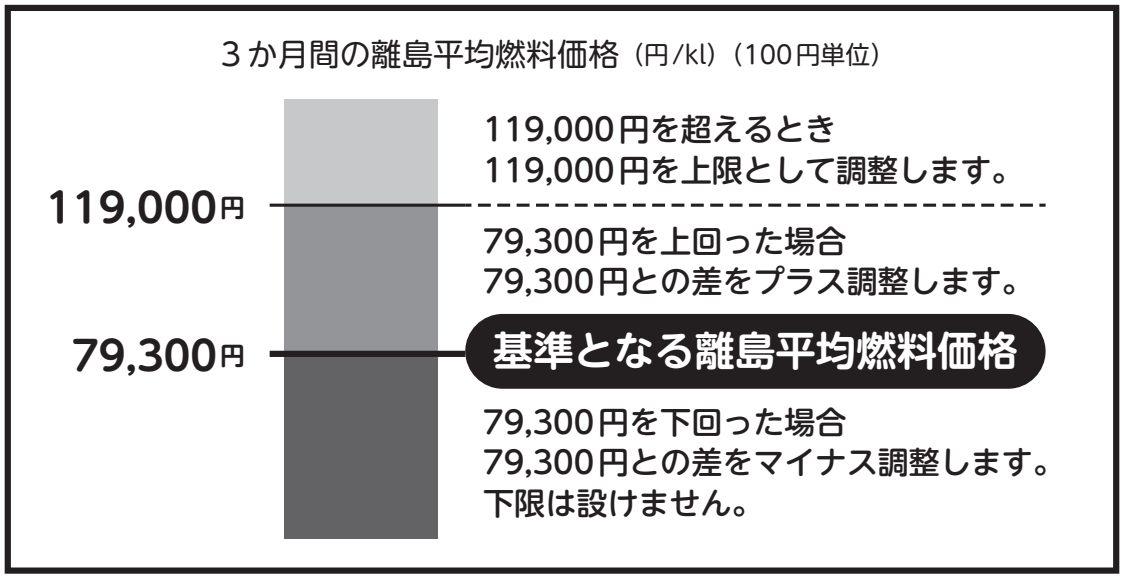

燃料費等調整の考え方

※過去の燃料価格や燃料費等調整単価の推移等については、当社ホームページでご確認ください。

離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

＊小数点以下第３位で四捨五入

○離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合・・・プラス調整

$$(\text{離島平均燃料価格}^{※1} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{0.003^{※2}}{1{,}000}$$

○離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合・・・マイナス調整

$$(79{,}300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}^{※1}) \times \frac{0.003^{※2}}{1{,}000}$$

※１　離島平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ（100円未満四捨五入）

Ａ：離島平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格
Ｂ：離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
Ｃ：離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格
α：1.0000
β：0.0000
γ：0.0000

（α、β、γは原油換算平均価格を算定するための換算係数（原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値））

＊毎月の離島ユニバーサルサービス調整単価の算定に用いる離島平均燃料価格算定期間については、当社ホームページでご確認ください。

※２　0.003（円/kWh）：離島平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額
［離島基準単価］　（九州の離島における火力発電の燃料消費数量をもとに算出）

《ご使用の開始》

□ 需給開始日は、お客さまが希望される使用開始日を基準として協議させていただきます。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ定めた需給開始日に供給できない場合は、あらためて協議させていただきます。

□ 料金は、需給開始の日から適用いたします。

《ご使用量の計量方法》

□ ご使用量を計量するための計量器は、スマートメーターまたは機械式（電子式）メーターのいずれかになります。

□ スマートメーターの場合は、原則、自動検針（現地訪問不要）とし、ひと月の電力量は30分ごとのご使用量を合計した値といたします。
機械式（電子式）メーターの場合は、当月検針日の指示数と前回検針日の指示数との差し引きにより算定した値といたします。
なお、計量器の故障等によってご使用量等を正しく算定できなかった場合には、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。

《検針結果のお知らせ》

□ 毎月の検針結果は、原則、「My九電」でお知らせいたします。

《お支払期日・延滞利息》

□ 電気料金の支払義務発生日は、原則検針日とし、支払期日は、原則支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。

□ 電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、電気料金に対して年10%（一日あたり約0.03%）の延滞利息（お客さまが訪問販売または電話勧誘販売でご契約された場合で、電気料金を支払期日を経過してなお支払われないときには、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、電気料金に対して年3%（一日あたり約0.01%）の延滞利息）を申し受けます。ただし、電気料金を口座振替により支払われる場合で当社の都合により支払期日経過後に引き落とされたとき、または、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、延滞利息を申し受けません。なお、本書面の延滞利息の定めは、お客さまが訪問販売または電話勧誘販売でご契約された場合において、電気供給条件に定める内容に優先されるものとします。

《工事費》

□ お客さまの希望により、引込線や計量器等の取付位置を変更する場合等は、実費をご負担いただきます。

□ 新設、契約容量等を増加される場合等は、配電設備の工事内容によって、工事費負担金をご負担いただく場合があります。

※ 原則、工事着手前に、一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。

《お客さまのご協力のお願い》

□ お客さまがご使用場所内の引込線や計量器等の異常または故障に気づかれた場合等は、すみやかに一般送配電事業者にご連絡をお願いいたします。
なお、一般送配電事業者から委託を受けた者が、ご家庭等にお伺いし、電気設備の調査・点検を行っていますので、その際はご協力をお願いいたします。

【個人情報の取扱いについて】

当社が取り扱う個人情報は、電気事業等、当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、当社および当社グループ会社の商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内その他これらに付随する業務を実施するために必要な範囲内で利用させていただきます。

なお、個人情報の利用目的・共同利用に関する詳細は
当社ホームページ（ https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html ）
または最寄りの当社営業所掲示のポスター等をご覧ください。

— その他お知らせ —

《電気料金の算定期間》

□ 算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。この期間をひと月とし、需給契約ごとに当該料金プランの料金を適用して算定いたします。

□ ご契約開始、ご契約廃止、ご契約内容の変更がある場合は、日割計算を行い、電気料金を算定いたします。

《その他費用》

□ お客さまが、故意または過失により一般送配電事業者の電気工作物等を損傷・亡失した場合は、修理費等の金額を賠償していただきます。

□ 新設または契約容量等の増加後1年未満に、契約を解約または契約容量等を減少された場合は、その期間の料金および工事費を精算していただく場合があります。

□ 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を廃止・変更される場合は、要した費用の実費を申し受けます。

※ 上記費用をご請求する場合は、当社及び一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じて申し受けます。

《お申込方法》

□ ご契約開始、ご契約廃止、ご契約内容の変更、その他お申込みは、電話・インターネット・各種申込書により承っております。
なお、ご契約内容の変更の場合、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。

《送配電設備の利用等に関する事項》

□ 電気の需給地点は、一般送配電事業者の電線路・引込線とお客さまの電気設備との接続点とし、場所はお客さまとの協議により定めます。なお、引込線や計量器等の施設場所はお客さまから無償で提供していただきます。

□ 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約は90%以上、その他契約は85%以上に保持していただきます。

□ 電圧または周波数が著しく変動する場合等お客さまが損害を受けるおそれがある場合および負荷の特性等によって、他のお客さまの電気の使用や当社または他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合等には、お客さまのご負担で必要な措置を講じていただきます。

□ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や電気工作物を故意に損傷・亡失した場合等は、電気の供給を停止することがあります。その理由となった事実を解消したときは、すみやかに電気の供給を再開いたします。
なお、停止期間中の料金は、まったく電気を使用しない場合の月額料金を日割計算して、算定いたします。

《提携事業者との個人情報の共同利用》
（JALでんきB、JALでんきCご契約の場合）

□ 当社は、日本航空株式会社、株式会社JALカード及び株式会社JALマイレージバンクと、電力需給契約に関する情報（お客さま氏名、住所、電話番号、メールアドレス、お客さま番号、供給地点特定番号、契約実績（料金、電力使用量等））及び日本航空株式会社が提供するJALマイレージバンクの会員情報を、マイルやその他特典の付与のために必要な範囲で共同利用いたします。

□ 共同利用の管理責任者は次のとおりです。
九州電力株式会社　代表取締役社長執行役員　中村　典弘
〒810-8720　福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

《その他》

□ お客さまへ供給する電圧は100Vまたは200Vとし、周波数は60Hzといたします。

□ 一般送配電事業者の、供給設備の点検・修繕・変更等やその他電気の需給上または保安上必要がある場合は、電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限・中止していただくことがあります。

□ 当社は、電気の供給の中止または使用を制限した場合等は、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。（その原因が当社及び一般送配電事業者の責めとなる理由による場合は除く）

□ 料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

特定商取引法（通信販売）に基づく表記

《役務提供事業者》
1 事 業 者 名　九州電力株式会社
2 代　表　者　代表取締役社長執行役員　中村　典弘
3 本店所在地　〒810-8720　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
　　電話番号:092-761-3031（代表）
4 問い合わせ先　当社問い合わせ先一覧（下記）を参照ください。

《役務の提供》
1 役務の対価　料金プランごとに設定。電気料金単価・燃料費調整単価・離島ユニバーサルサービス調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金の詳細は、P23～33を参照ください。
2 支 払 方 法　口座振替、クレジットカード、SMS決済、振込用紙
3 支 払 期 日　原則、毎月の検針日の翌日から起算して30日目の日
4 提 供 時 期　お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
5 提 供 地 域　福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
6 そ　の　他　oご契約の開始またはご契約の変更に伴い、配電設備の工事等が必要な場合は、電気供給条件等に基づき工事費等をご負担いただくことがございます。
oお料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがございます。
o電気の供給の中止または使用を制限した場合等は、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。（その原因が当社の責めとなる理由による場合は除く）
o電気の性質上、返品はできません。
oその他、上記に記載のない事項については、電気供給条件等を参照ください。
o本書の内容は、2026年11月1日現在の料金プラン等を基に作成しています。内容については、予告なく変更する場合がございます。

●お問い合わせ先（各営業所は九州電力から委託を受けた九電ネクストが運営しています。）

《営業時間》月曜日～金曜日（休日を除く）の9時～17時
（お急ぎのご用件の場合は、上記時間以外でも電話を承っております）

・電　話（□部分は、下表より選択ください）　※下線部分の3桁数字は地域により異なりますのでご注意ください。

0120-639-□□□			0120-761-□□□			0120-879-□□□	
北九州	福　岡	佐　賀	長　崎	大　分	熊　本	宮　崎	鹿児島
小　倉　451	福岡東　457	唐　津　465	佐世保　371	中　津　376	大　津　383	延　岡　556	川　内　563
八　幡　452	福　岡　458	鳥　栖　466	大　村　372	別　府　378	熊本西　384	宮　崎　559	霧　島　564
飯　塚　454	福岡西　459	佐　賀　467	長　崎　374	大　分　379	熊本東　385	都　城　560	鹿児島　565
――	福岡南　460	武　雄　468	――	――	宇　城　386	――	鹿　屋　567
――	久留米　462	――	――	――	八　代　387	――	――
――	大牟田　464	――	――	――	――	――	――

・Web

営業所
お問い合わせ先

お問い合わせ先
（お便り BOX）

小売電気事業者登録番号　A0275
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
TEL：092-761-3031（代表）

[九州電力HP]　https://www.kyuden.co.jp